



医薬監麻発第1091号
平成13年10月2日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長

「ヒト又は動物（ウシ等を含む。）由来物を原料として製造される
医薬品等の輸入の取扱い」の細部の取り扱いについて

ヒト又は動物（ウシ及びその類縁反芻動物（以下「ウシ等」という。）を含む。）由来物を原料として製造される医薬品等の輸入の取扱いについては、「ヒト又は動物（ウシ等を含む。）由来物を原料として製造される医薬品等の輸入の取扱いについて（平成13年10月2日付け医薬発第1073号厚生労働省医薬局長通知）」により示されているところであるが、同通知別表により、「原則、薬監証明を発給しない。」こととしている医薬品、医療用具、医薬部外品及び化粧品（以下「医薬品・医療用具等」という。）について、下記に該当する場合については証明書を発給して差し支えない。

なお、平成13年2月23日付け医薬監麻発第119号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知は廃止する。

記

医師及び歯科医師が、輸入した医薬品・医療用具等を使用する患者に対し、当該医薬品・医療用具等がヒト又は動物（ウシ等を含む。）由来物を原料としている旨を説明し、その使用に関する患者の同意書を輸入報告書の提出の際に添付している場合